

議第19号

三島市保育所条例の一部を改正する条例案

三島市保育所条例（昭和48年三島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項及び第3項の認定に基づき、子どものための教育・保育給付の対象となる保育を受けようとする児童
- (2) 前号に規定するもののほか、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童のうち、市長が特に保育の必要があると認めるもの

第3条を次のように改める。

（保育料の納付）

第3条 前条第1号の児童が保育所に入所したときは、当該児童の保護者は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育、特定教育・保育又は特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育、特定教育・保育又は特別利用保育に要した費用の額）の保育料を納付しなければならない。

2 前項の規定により保育料を納付する場合において、市町村が、子ども・子育て支援法第27条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、施設型給付費又は特例施設型給付費を保育所に支払うときは、前項に規定する保護者は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する保育料のうち、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額を納付しなければならない。

3 第1項に規定する保護者は、その月分の保育料を市長が指定する日までに、納入通知書により納付しなければならない。

第3条の2第1項中「及び第2号」を削り、「保育（以下「延長保育サービス」という。）」を「延長保育サービス（子ども・子育て支援法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「ものの扶養義務者のうち、主として当該児童を扶養する者」を「児童の保護者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第2条第1号に規定する児童のうち、子ども・子育て支援法第20条第3項に規定する保育必要量の認定により、保育の利用について、1月当たり平均200時間までの区分に認定されたものは、午前7時15分から（三島市立伊豆佐野保育園及び三島市立光ヶ丘保育園にあっては、午前7時30分から。別表第2において同じ。）午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時15分まで（三島市立伊豆佐野保育園及び三島市立光ヶ丘保育園にあっては、午後6時まで。別表第2において同じ。）の間の延長保育サービスを受けることができる。

第3条の2を第3条の3とし、第3条の次に次の1条を加える。

（保育料の減免）

第3条の2 市長は、特別の事情があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

第3条の3の次に次の1条を加える。

（一時預かり保育サービス等）

第3条の4 第2条第2号に規定する児童は、規則で定める保育所において、法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業として行われる保育（以下「一時預かり保育サービス」という。）を受けることができる。

2 一時預かり保育サービスを受ける児童の保護者は、別表第3に定める額の一時預かり保育サービス利用料を当該月の翌月の末日までに、納入通知書により納付しなければならない。

第7条中「について」を「に関し」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第 2（第 3 条の 3 関係）

区分	日額の延長保育サービス 利用料
午後 6 時15分から午後 7 時まで	200円
午前 7 時15分から午前 8 時30分まで	100円
午後 4 時30分から午後 6 時15分まで	150円

備考 各月の初日において、入所児童の属する世帯が、生活保護法（昭和 25年法律第144号）による被保護世帯又は当該年度（4月から8月までの間に利用する場合にあっては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯の場合は、当該月における延長保育サービス利用料は、無料とする。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 3 条の 4 関係）

区分	日額の一時預かり保育 サービス利用料
各月の初日における入所児童の年齢が 3 歳未満	1,500円
各月の初日における入所児童の年齢が 3 歳以上	1,000円

備考 各月の初日において、入所児童の属する世帯が、生活保護法による被保護世帯の場合は、当該月における一時預かり保育利用料は、無料とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、平成27年度以後の年度分の保育料から適用し、平成 26年度分までの保育料については、なお従前の例による。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

三島市長 豊 岡 武 士